

第16節 避難行動要支援者支援計画

第1項	要支援者に係る対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班
第2項	高齢者及び障がい者に 係る対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班
第3項	避難対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班
第4項	生活の場の確保	<input type="checkbox"/> 都市整備班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 総括班
第5項	外国人等の支援対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 市民班

【基本方針】

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、きめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

第1項 要支援者に係る対策

災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要支援者となる者が発生することから、これら要支援者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であるため、市は、以下の点に留意しながら要支援者対策を実施する。

1. 要支援者に対する的確なサービス提供

市は、要支援者を把握した場合には、当該要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

- 1) 避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
- 2) 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
- 3) 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

2. 要支援者の把握調査

市は、要支援者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要支援者の把握調査を開始する。

第2項 高齢者及び障がい者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要支援者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- 1) 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握に努める。
- 2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3) 避難所等において、適温食など高齢者等に適した食事を工夫する。
- 4) 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。
- 5) 被災した高齢者及び障がい者の生活確保に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- 6) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- 7) 避難所や住宅における高齢者及び障がい者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第3項 避難対策

一般災害応急対策における避難対策は、本編第2章第4節「避難計画」に準ずる。

第4項 生活の場の確保

市は県と協力して、以下により、高齢者、障がい者等の生活の場を速やかに確保することとする。

1 応急仮設住宅の建設供与

本編第2章第20節「応急仮設住宅建設等計画」に準ずる。

2 公営住宅・一般住宅の確保

本編第2章第20節「応急仮設住宅建設等計画」に準ずる。

3 公的宿泊施設の確保

本編第2章第20節「応急仮設住宅建設等計画」に準ずる。

第5項 外国人等の支援対策

1. 外国人の支援対策

市は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行うものとする。

(1) 外国人への情報提供

市は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。

(2) 通訳・翻訳ボランティア制度の活用

市は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、県の国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアの派遣を、必要に応じて、県に要請する。

また、県は、この制度により通訳者が充足できない場合は、必要に応じ、県内の通訳団体や国際交流団体、大学等に通訳者の派遣を要請する。

(3) 国際交流専門員の派遣

市は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて、県に国際交流専門員の派遣等を要請する。

2. 旅行者への対策

市は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、避難所等の情報を伝達する。